

## SAICM国内実施計画は進んでいるの？

日本では、2012年9月に2020年目標に向けたSAICM国内実施計画が作成されました。しかし、依然として縦割り行政の下での化学物質管理にとどまっており、前述のような問題点をどのように克服するかは明記されていません。

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議では、2013年10月と2014年2月の2回にわたって、環境省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、消費者庁に対して、前述のような問題点をはじめ、2020年目標に向けたSAICM国内実施計画の進捗状況についてのヒアリングを行いました。しかし、どの省庁も自分達の担当ではないと言っばかりで、「すき間」問題や表示の統一問題などの解決策については、未だ検討にも着手されていないことがわかりました。このままでは、2020年までに化学物質の人や健康への悪影響を最小化するという目標は到底達成できそうにありません。

## 私たちの提言

私たちは、2020年目標を達成するために日本政府が取り組むべき政策について、SAICMの包括的戦略方針に沿って、以下のとおりまとめました。物言えぬ野生生物と次世代の子どもたちを守るために、これらの政策の実現を国・自治体に働きかけていきましょう！

1

### 総合的管理のしくみの確立

縦割り行政の欠陥を克服して、化学物質の総合的・一元的管理を実現するためには、共通の基本理念・基本施策を定めるとともに、包括的・効率的・効果的かつ透明な化学物質管理を行う一元組織の設置が不可欠です。そのための「化学物質政策基本法」の制定を提案します。

2

### リスク削減策

#### ① 予防原則・代替原則の基本原則化

悪影響を示す科学的証明を待っていたのでは、手遅れになりかねません。完全な科学的証明が欠如していても被害の発生を事前に防止するための対策を講じるという予防原則や、より安全な代替品に転換するという代替原則を基本原則として化学物質管理を行う必要があります。そのことを化学物質管理に係る各法律の中で明記することを提案します。

#### ② 胎児・子どもなど化学物質の影響を受けやすい人々への配慮

胎児・子どもなどは大人よりも化学物質の影響を受けやすいことが知られています。しかし、現行の法律は大人を基準にして作られたものが大半です。胎児・子どもの観点に立った化学物質管理を実現するために、「子ども環境保健法」の制定を提案します。

#### ③ 農薬の使用削減と農薬に依存しない農業の一層の推進

生物を殺傷する農薬には、人や生態系への潜在的リスクがあります。特に子どもの発達への影響が強く懸念されています。このような農薬については、農業用・家庭用を問わず統合した規制が必要です。また、農薬の使用は必要最小限とし、農薬に依存しない農業の一層の推進を提案します。

3

### 表示の統一化

表示が法律ごとにバラバラでは消費者は混乱してしまいます。特に消費者製品については、国連のGHSに準拠したラベルに統一し、有害性情報(MSDS)も消費者に交付、伝達されるような仕組みの創設を提案します。

# 子どもたちの未来を守るために

～化学物質の2020年目標の達成に向けて～



発行：

NPO法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議  
JEPA Japan Endocrine-disruptor Preventive Action



# 化学物質の2020年目標って何？

## こんなに化学物質を使っても大丈夫？

公表されているものは5%もありません。

化学物質の毒性を知らずに使ってしまい、水俣病やカネミ油症のような深刻な公害問題が引き起こされたこともあります。今でも、化学物質がガン、ぜんそく、アトピー、花粉症、発達障害などへの影響を与えていると疑われています。私たちは、どんな毒性があるのかが分かっていないまま、9万種類以上もの化学物質を使っています。本当にこんなにたくさんの種類の正体不明の化学物質を使っても大丈夫なのでしょうか？

## 2020年までに化学物質のリスクを最小限に

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで行われた地球サミットから、国際的な化学物質管理が始まりました。それから10年後の2002年に南アフリカで行われたヨハネスブルグサミットでは、さらに取組を進めるために、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」ことが合意されました。

### 国連地球サミットで決められた化学物質の2020年目標

2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化すること

## 2020年目標の達成に向けて サイカム SAICMがまとめられました。

サイカム  
SAICMは、①各国首脳によるハイレベル宣言と、②包括的方針戦略、③目標に向けた具体的な世界行動計画の3つから構成されています。

### ハイレベル宣言（「ドバイ宣言」）

2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標に掲げた宣言。

### 包括的方針戦略

2020年目標を達成するために取組む範囲や取り組み方など基本的な考え方をまとめたもの。

### 世界行動計画

SAICMの目的を達成するために国際機関や、各国政府、産業界、市民等がとらうる行動について、273の行動項目をリストアップしたもの。



世界の国々は、世界行動計画に基づき、自分の国の行動計画を作っています。日本にもサイカム  
SAICM国内実施行動計画があります。

サイカム  
SAICMでは、2020年目標に向けて、政府や産業界、市民、NGOなどの全てのステークホルダーが参加する総合的な化学物質の管理を進めようとしています。

サイカム  
SAICMの方針により、次の5つの分野の目的が掲げられています。

- |    |             |                                                               |
|----|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 分野 | A リスク削減     | 科学的なリスク評価を行い、予防的アプローチを取り、安全な代替品の開発などを行う                       |
| 分野 | B 知識と情報     | 特に子どもたちのような影響を受けやすい集団や生態系への影響についての知識と情報を集め、関係者みんなが利用できるようにする。 |
| 分野 | C ガバナンス     | 関係者が参加し、協力して、化学物質を適切に管理する仕組みを作る。                              |
| 分野 | D 能力向上と技術協力 | 開発途上国などが化学物質を管理するための能力や技術を身に付けるために協力する。                       |
| 分野 | E 不法な国際取引   | 有害物質などについての不法な国際取引を行わせない。                                     |

## ヨーロッパでは化学物質を使うのは、安全性を調べてから

EUでは、2020年目標を達成するために、これまでの法律を見直し、新しい法律を作っています。

以前は、事業者は、安全性の証明がなくても、化学物質を使うことができました。たくさんの化学物質が安全性についてわからないまま使われていたのです。しかし、2007年から、化学物質を作ったり、輸入したりする事業者が安全性を調べて登録しなければ、その化学物質を作ったり、輸入することができなくなるというREACH規制を導入しました。2020年目標に間に合うように、2018年までにEUに化学物質の毒性データなどを届け出ることになっています。政府は、事業者から届け出られたデータを確認し、発がん性や遺伝子を傷つける性質がある物質、なかなか分解せずに人間の体内や環境中に溜まっていく物質、環境ホルモンなど、特に有害な物質と指定します。指定を受けた物質は、厳しく規制され、用途ごとに許可を取らなければ、作ったり、輸入したりできなくなります。

使えませんが、  
安全を確認してから使ってください。



これから  
安全性を  
調べないと

## なるべく農薬を使わないように

また、EUでは、2020年目標を達成するために、農薬の使い方も見直し、2009年に農薬規則を作りました。農薬規則も、予防原則に基づき、人間はもちろん、動物や環境も守るために、危険な農薬の使用はなるべく減らそうと決めています。そのために、EUでは、害虫対策に農薬以外の方法を用いることや、有機農業を勧めています。



# 日本にはどんな問題があるの？ 1

## 同じ化学物質なのに、なぜ名前が違うの？



### 法律によって 表示が違ってきます

化学物質の表示の仕方は、同じ成分でも、法律によって全く異なります。たとえば、シャンプーや歯磨き粉、リキッドファンデーションなどに使われている界面活性剤に、「ドデシル硫酸ナトリウム」という物質があります。この物質は、水の中にいる生き物に有害であることから、環境中に排出する量などを登録するPRTR制度の第一種指定化学物質に指定されています。

では、この物質は、どのように表示されているのでしょうか。洗剤に使われる場合には、家庭用品品質表示法が適用され、「高級アルコール系(陰イオン)」や「アルキル硫酸エステルナトリウム」と表示されます。化粧品に使われる場合には、薬事法が適用され、「ラウリル硫酸Na」という名前で表示されます。

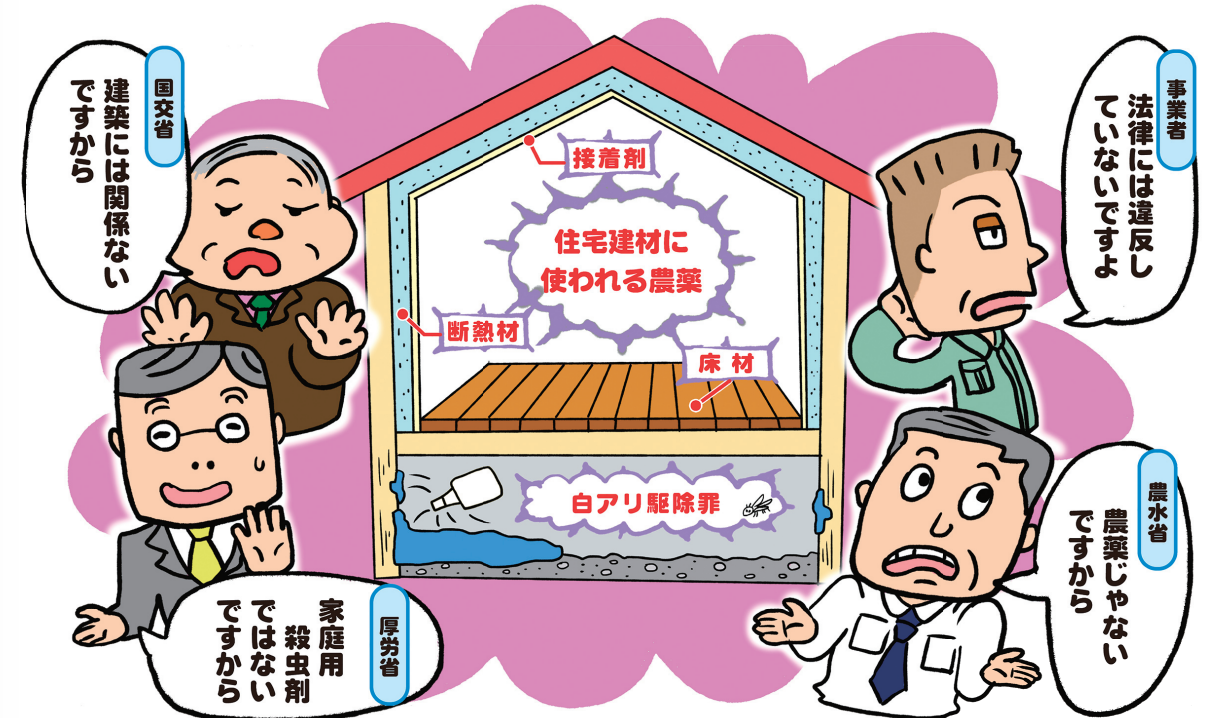
しかも、化粧品や医薬部外品に表示される成分の名称は、法律ではなく、業界団体である日本化粧品工業会によって決められています。

### GHSのラベル表示が消費者 製品にはつけられていません

国連は、化学物質の毒性や有害性の種類と程度を分類して、その情報をわかりやすく伝えるために統一して表示する「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」の導入を勧告しました。日本でも、PRTRや労働者の安全に関する分野では、GHSのラベル表示が利用されていますが、私たちの身の回りの製品については、GHSのラベル表示がつけられていません。表示がバラバラでは、消費者にとってとてもわかりにくいので、消費者製品にもGHSのラベル表示が必要です。

# 日本にはどんな問題があるの？ 2

## シロアリ駆除剤や建材はノーチェック!?



### 農薬と同じ成分でも、 床下に撒くのはOK?

化学物質は、使う目的によって、取り締まる法律が違います。農薬であれば、農薬取締法で使い方や使ってよい量が細かく決められています。ハエや蚊、ゴキブリのような衛生害虫の退治に使われる殺虫剤については、薬事法で使い方などが決められています。シロアリ駆除剤は、農薬や家庭用殺虫剤と同じ成分が使われていても、建物のシロアリの駆除のために使われるときには、どちらの法律も適用されません。同じ成分を床下に撒くのに、使い方の決まりがなく、安全性のチェックもされていないのです。化学物質を使う目的によって異なる法律で取り締まるという縦割り行政では、このように法律の「すき間」が生じてしまいます。

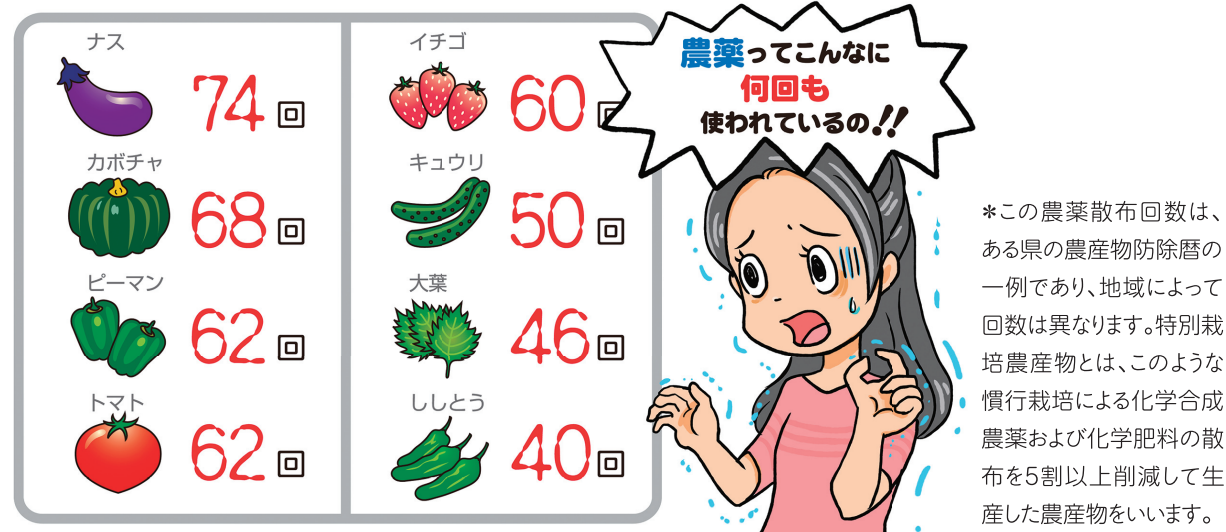
### 農薬と同じ成分が 住宅にたくさん使われています

「すき間」問題は、シロアリ駆除剤だけではなく、ネオニコチノイド系農薬や有機リン系農薬などの農薬と同じ成分が住宅建材にたくさん使われています。住宅に使われれば、子どもが家で農薬にばく露してしまうかもしれません。最近、これらの農薬は子どもの脳の発達に影響があるかもしれないことが分かってきました。それなのに、農薬や殺虫剤ではなく、住宅建材などに使われるときには、安全性のチェックがされていないのは、とても心配です。



# 日本にはどんな問題があるの？ 3

## 日本は世界有数の農薬大国！

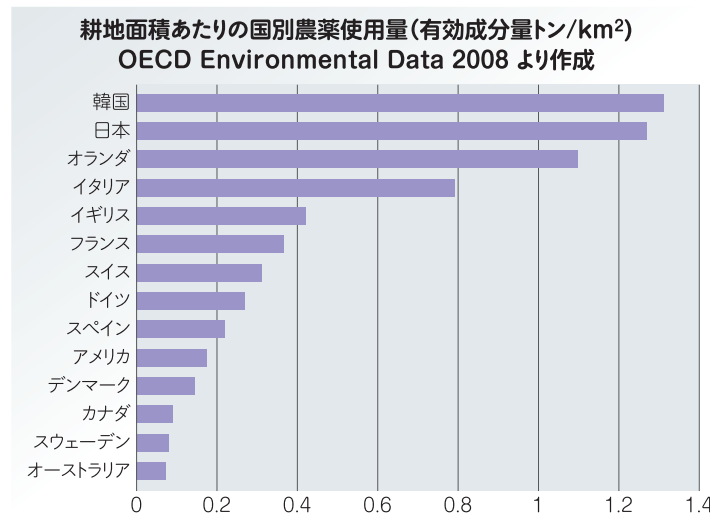


## こんなに多い農薬使用量

日本では耕地面積1平方キロメートル当りに1.16トンもの農薬が使用されています。日本の耕地面積あたり農薬使用量は2002年には世界第1位、2008年には韓国に次ぐ第2位でした。日本では、フランスの約5倍、スウェーデンやアメリカの約17倍と、他のOECD諸国よりも遥かに多くの農薬が使用されています。

EUでは、2009年に農薬の使用量を減らそうと新しい法律を作りました。アメリカの小児科学会は、2012年に、胎児や子どもは農薬に対してぜい弱で、農薬にばく露されると、小児ガンや認知機能の低下、行動障害などの悪影響があり、農薬にさらされないような規制を行うように勧告をしました。

しかし、日本では、農薬は正しく管理して使用すれば安全だとして、全く農薬を減らそうとしていません。



## 農薬に頼らない 持続可能な農業へ転換を

依存しないで、病虫害や雑草を管理する方法が国際的にも推進されており、有機農業の割合も飛躍的に拡大しています。日本では、有機農産物の出荷量は国内総生産の1%にもなっていません。農薬の使用を必要最小限に抑え、持続可能な農業に転換しなければなりません。

# 日本にはどんな問題があるの？ 4

## 被害が出てからでは遅すぎます！



## 予防原則の適用を！

環境や人の健康に対して深刻な悪影響が発生するおそれがある場合には、科学的な因果関係が十分に証明されていないとしても、予防措置を取るという考え

方を予防原則と言います。胎児や子どもは発達の途中のため、とくに化学物質の影響を受けやすいので、大人と同じ基準では安全とは言えません。子どもは「小さな大人」ではないのです。ですから、特に、子どもの健康にかかわることは、予防原則に基づく対策が必要となります。

たとえば、アメリカでは、野菜や果物への農薬の残留基準を決めるときに、子どもの発達への影響を考慮して、毒性について十分な科学的データがない場合には、大人が一生の間、毎日取り続けても大丈夫だという値を更に10倍厳しくしています。

ところが、日本では、このような対策はとられていません。食品や身の回りの家庭用品、建物などから取り込んだ化学物質によって、子どもが大きくなって、健康被害が出てから取り締まるというのでは遅すぎます。胎児や子どもの健康に悪い影響があると疑われる場合には、科学的な証明を待たずに予防的に規制をしていくことが大切です。